令和５年度

鳥獣保護区等位置図

東京都

狩猟者の皆さん狩猟のマナーを守り事故防止に努めましょう

関係法令の遵守について

1．　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行うこと。
2．　出猟の際は必ず狩猟者登録証、猟銃・空気銃所持許可証（該当者のみ）を携帯し、胸部又は帽子に狩猟者記章を付けること。
3．　鳥獣保護区等の捕獲規制区域を図面や標識でよく確かめ、判断できない時は、狩猟を中止するか、狩猟関係の職員か地元の狩猟者にたずねて、誤りのない狩猟をすること。
4．　狩猟者登録証は、猟期満了後30日以内に返納すること。
5．　網猟免許、わな猟免許に係る猟具には、使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所・氏名・狩猟者登録証に記載された都知事名・登録年度・登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識（１字縦１cm横１cm以上）を付けること。また、わなの設置数は１人30個以内とすること。

危険防止について

1．　銃器を手にした時及び銃器から手を離す時は、必ず装てんの有無を確かめること。
2．　発射の必要がおきる直前まで装てんしないこと。
3．　銃口を向ける等他人に危険感や嫌悪感を与えるような銃の操作は絶対にしないこと。
4．　発射の時は、必ず矢先を確認すること。矢先を確認できない場合は発砲しないこと。
5．　わなを設置した場合は頻繁に点検を行い、事故、錯誤捕獲防止に努めること。

山火事防止等について

鳥獣の生息の場である森林を火災から守るため万全を期するとともに、農耕地や幼令造林地に踏み込んで所有者に被害を与えないようにすること。

狩猟のマナーについて

狩猟事故の多発や狩猟のマナー等について、世論の批判が見られるが、狩猟者としての正しいマナーを守り、いやしくも批判を受けるような行為は避けること。

鳥獣の放置等の禁止

捕獲した鳥獣は、原則として、全量を回収し、又は適切に埋設すること。

狩猟鳥獣の種類と東京都で狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
（鳥類26種）カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）（※）、キジ（亜種のコウライキジを含む）（※）、コジュケイ、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ（※）、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス （獣類20種）タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ（※）、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	11月15日から翌年の２月15日まで。ただし、ニホンジカについては、青梅市、檜原村及び奥多摩町にあっては翌年の2月末日まで

※環境大臣又は東京都知事による捕獲禁止（東京都内）

捕獲禁止鳥獣	捕獲禁止場所
メスヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、メスキジ（コウライキジを除く）	都内全域
ツキノワグマ	八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町
ヒヨドリ	小笠原村全域

捕獲数の制限

対象狩猟鳥獣	１日当たりの制限羽数又は頭数
ヤマドリ、キジ	合計して　2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して　5羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ、タシギ	合計して　5羽
キジバト	10羽

狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法

- 爆発物、劇薬、毒薬、据銃、危険なわな及びおとし穴の使用【危険猟法】
- ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は５ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 構造の一部として３発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 空気散弾銃を使用する方法
- 同時に31以上のわなを使用する方法
- 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲をするため、わなを使用する方法
- イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が４ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- つりばり又はとりもちを使用する方法
- 矢を使用する方法
- 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- キジ笛を使用する方法
- ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

東京都における鳥獣保護区等の区域

特別保護地区

鳥獣保護区

特別保護指定区域

特定猟具使用禁止区域（銃器）